

## 委員会資料のペーパレス化

### 1 趣 旨

本市会では、横浜市会デジタルキャビネット（以下「デジキャビ」という。）の活用により、各自の電子機器から資料等をデータで閲覧することが可能となっている。

一方で、本会議や委員会における配付資料を中心に、デジキャビへのアップロードと並行して紙での配付を継続している資料等も依然として少なくないことから、こうした資料等の更なるペーパレス化に向けた方策について運営理事会で協議した。

### 2 委員会資料のペーパレス化（理事会協議結果（令和7年9月8日 運営理事会））

市会運営委員会、常任委員会、特別委員会及び予算・決算特別委員会における委員会資料について、令和7年第3回市会定例会における委員会より、以下のとおりペーパレス化を試行実施する。

※市会運営委員会及び予算・決算特別委員会に設けられる理事会においても、同様に配付資料のペーパレス化を試行実施する。

#### （1）委員会の運営方法

○委員会資料は、各自の電子機器（委員会中の使用が認められている情報端末に限る。）でデータにより閲覧する運営方法とし、紙配付は原則行わない。

※移行期間を設定し、当面の間は資料の紙配付も並行して行う。

○閲覧のための電子機器は、各自で持参することとする。

○通信障害など、データによる資料の閲覧を前提とした委員会運営に支障があると認められる状況が発生した場合には、適宜休憩を入れるなど臨機応変な対応をとる。

○データによる資料の閲覧を補完するため、資料説明時は、デジキャビの同期機能により各議員の電子機器に説明中の資料を表示する。また、同じ画面を委員会室等に設置されているモニターにも表示する。

※デジキャビの同期機能の有無は、各自の操作により個別に切り替えることができる。

## (2) 傍聴席の取扱い

- 当面の間は、委員会資料の紙配付を継続する。(現行どおり)
- 傍聴席における配付資料のペーパレス化については、別途検討を行うこととする。

## (3) 記者席の取扱い

- 委員会資料は、各自の電子機器でデータにより閲覧することとし、紙配付は原則行わない。  
※移行期間を設定し、当面の間は資料の紙配付も並行して行う。
- データは、横浜市会HPに掲載されているものを閲覧することとする。
- データによる資料の閲覧を補完するため、閲覧用(持ち出し禁止)として、印刷した委員会資料（1部）を記者席に用意する。

## (4) 横浜市会HPにおける委員会資料の公開時期等

- 上記のとおり委員会資料のペーパレス化を試行実施することに伴い、市会HPにおける委員会資料の公開時期を変更し、原則として委員会の開会時刻に公開する運用とする。
- 市会HPにおける委員会資料の掲載基準は従来どおりとし、個人情報が含まれる資料や、著作権侵害の恐れのある資料など掲載することが適当でないと認められる資料は、これまでと同様に市会HPに掲載しない。